様式第４号の３（第５条関係）

選挙運動用自動車使用証明書（運 転 手）

運転手

次のとおり選挙運動用自動車の運転手を使用したものであることを証明します。

　　令和　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　令和７年１２月１４日執行　太宰府市長選挙

候補者

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 運転手 | 住　所 |  | |
| 氏　名 |  | |
| 運　転　年　月　日 | | 報　酬　の　額 | 備　　　　　考 |
| 令和　　年　　月　　日 | | 円 |  |
| 令和　　年　　月　　日 | | 円 |
| 令和　　年　　月　　日 | | 円 |
| 令和　　年　　月　　日 | | 円 |
| 令和　　年　　月　　日 | | 円 |
| 令和　　年　　月　　日 | | 円 |
| 令和　　年　　月　　日 | | 円 |

備　考

１　この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。

２　「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。

３　運転手が太宰府市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

４　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、太宰府市に支払を請求することはできません。

５　公費負担の限度額は、選挙運動用自動車１台につき１日を通じて12,500円までです。

６　同一の日において、２人以上の選挙運動用自動車の運転手を雇用した場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する１人に限られていますので、その指定をした１人のみについて記載してください。

７　候補者の指定した運転手以外の運転手は、太宰府市に支払を請求することはできません。

８　公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までの日数（告示日１日分）となります。